

平18福情答申第2号  
平成18年7月7日

福岡市長  
山崎 広太郎 様  
(都市整備局香椎振興整備事務所補償課)

福岡市情報公開審査会  
会長 吉野 正  
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成17年9月2日付け香振第629号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「福岡市東区香椎駅前〇丁目●●番〇〇, 〇〇の土地売買について、物件移転補償に関する契約の内訳・明細(建築物の一部取りこわしに起因する補修工事, テナントへの営業補償, 境界ブロック塀の撤去)がわかるもの。(ただし, テナントへの営業補償及び境界ブロック塀の撤去についての文書を除く。)」の非公開決定処分に対する異議申立て

## 1 審査会の結論

「福岡市東区香椎駅前〇丁目●●番〇〇，〇〇の土地売買について，物件移転補償に関する契約の内訳・明細（建築物の一部取りこわしに起因する補修工事，テナントへの営業補償，境界ブロック塀の撤去）がわかるもの。（ただし，テナントへの営業補償及び境界ブロック塀の撤去についての文書を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は，別表第1に記載した部分について，公開することが妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経過

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，平成17年7月28日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件対象文書に係る非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

### (2) 異議申立ての経過

ア 平成17年7月19日，異議申立人は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により，本件対象文書を含む公文書について公開請求を行った。

イ 平成17年7月28日，実施機関は，本件対象文書については，条例第11条第2項の規定により本件決定を行い，その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成17年8月5日，異議申立人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

## 3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は，異議申立書，平成17年11月17日付け反論意見書において，おおむね次のように主張している。

ア 本件家屋一部解体工事の経緯については，福岡市からは事前に何の知らせもなく，地権者から知らせがあったのは，解体前日の夕方であった。福岡市に話し合いと解体工事の延期を頼んだが無視され，地震の余震があつている中，何の補強もせずに大きな梁を切り落として解体工事が強行された。テナントと話し合いをしないで一部解体工事を行うと，その後色々な問題が発生すると考えるのが一般的であるが，事務所はテナントの同意確認をせずに解体工事を強行させた。解体工事は，補強なしで，残す店舗の横と後ろを切断して強行されたため，天井からは埃が雪のように舞い降り，ものすごい音で，営業ができる状況ではなかった。

イ 本件対象文書を公開請求する理由については，家屋の一部解体工事により残った

店舗の屋根と大きな梁について、残す工法だったのか、撤去する工法だったのか。残す工法の場合、補強してから解体だったのか、補強しないで解体だったのか、について公開を求めているのであって、本件対象文書の全部の公開、まして、金額の公開を求めているのではない。

ウ また、大きな梁を使用していた家屋であったため、店舗の屋根裏には、中心から大幅にずれた大きな梁が残っている。残った小さな家屋は中心から大幅にずれた梁が残ったため異常に上部が重たい不安定なものになってしまった。道路に面した異常に上部が重たい店舗となったため、家屋解体中に起こった大きな余震で、残った店舗は倒壊寸前であった。補修工事が終了した現在も、大きな地震や台風時には事故が起きることが予想される。よって、条例第7条第1号ただし書のイに該当する情報である。

エ 実施機関の公開により事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの主張は一般的に考えがたく、今回のような見せしめ的な行為が今後できなくなり、事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると、主張しているようなものである。

オ 税金を投入する家屋の一部解体工事である以上、事務所は、市民の生活に支障が生じないよう努力する責務がある。しかし、事務所は「税金は投入するが、工事は市が発注したものではなく、民・民の関係であるから、市に関係ない。」と説明、その上、工事は適正になされたと解していると主張しており、今後も今回のようなことをするといっていることから、当事業関係者の不安は募るばかりである。なお、市は、異議申立人の主張は、条例第9条に基づき公開すべきものと解されると述べているが、残った小さな家屋は中心から大幅にずれた梁が残ったため異常に上部が重たい不安定なものになってしまった点や、事務所の説明で当事業関係者の不安は募るばかりであることから、条例第7条第1号ただし書きのイに該当する情報と主張している。

カ 以上のことから、突然の家屋解体工事はテナントにとっては、営業（生活等）に支障をきたし、身の危険の恐怖にさらされた事実、また、市は今後もこのようなことをするとの説明は当該事業地区内の関係者に不安や恐怖心を与えるものであることから、残った店舗の屋根と屋根裏の大きな梁について、家屋の一部解体工事に関わる福岡市の所為について検証の必要がある。

キ なお、公開請求に係る公文書を保有していないものについては争わない。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、平成17年10月31日付け弁明意見書及び平成17年12月6日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

### ア 本件対象文書について

市では、物件移転等補償契約書を締結する際に、その補償額を決定するために「移転物件調査等業務」を委託発注し、さらに市内部での審査・決裁を経て「補償金算

出調書」を作成しており、その調書の構成は、「補償金総括表」「建物補償金算出調書」「工作物補償金算出調書」「動産移転補償金算出調書」「立竹木等補償金算出調書」「移転雑費補償金算出調書」「現場写真」「その他資料（位置図，登記簿写，測量図写，居住者調査表，物件概要）」で、各調書には、図面・資料等を含むものとなっている。

さらに、上記調書等の内で「建築物の一部取り壊しに起因する補修工事の内訳・明細」が記載されている調書は、「建物補償金算出調書」の内の補修に係る部分となり、「補修費算出書（補修の直接工事費に共通仮設費及び諸経費を加算）」「補修の直接工事費設計書」「補修工事の数量計算書」「補修工事図面」により構成されている。

#### イ 条例第7条第1号該当性について

本件対象文書は、個人の財産（建物）を実地調査し作成したものであり、建物登記簿等からは知ることが出来ない個人に関する情報である。また、個人に関する情報であっても公開できる場合を規定しているただし書のア、イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

#### ウ 条例第7条第5号該当性について

区画整理事業の進捗にあわせて、引き続き補償交渉を続けていくが、補償交渉の基礎となる補償金算出調書は、その内容が補償金算出以外の目的には利用せず、外部に公開しないということで所有者の了解を得て調査を行い作成しており、公開することにより、今後の調査が困難になる。

また、補償の内容も補償物件の状況により様々であり、公開することにより他の所有者が自己の補償内容を誤って理解し、交渉に時間を費やし、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したものである。

#### エ 異議申立人の主張について

異議申立人は、補償内容及び解体・補修工事が不適切であると判断しており、その検証を行う必要があることから、本件対象文書を公開すべきと主張しているものと解される。

解体・補修工事等に対する補償金は、補償工事の工法等に対して専門知識を有する業者に委託発注し、更に市内部の審査等を経て、適正に算定したものである。

また、市は「物件移転等補償契約書」により工事の施主となる所有者に対しても、工事施工に際しては十分注意するよう指導を行っており、工事は適正になされたと解している。

補償の考えは、通常、建物を切り取れば外壁処理等をすると考えられ、通常処理するものは補償することとしている。

異議申立人の主張は、非公開情報が記載されていても、一部解体工事にかかる市の所為を検証するために、公益上の理由による裁量的公開を定めた条例第9条に基づき公開すべきものと解される。

しかしながら、本件対象文書を非公開にすることによって保護する個人の利益を優越するほどの公開することによる公益が認められないものである。

オ 建築物の安全性に関しては、建築基準法に適合しているか否かが基準となる。

本件の物件では、大きく丈夫な部材が使用されており、壁は昔ながらの土塗り壁で、これが4面のうち3面にコの字型に残るので、風や地震に対する力は十分であると判断されている。今回は改築でないので、建築確認申請等は必要でなく、通常は建築士に判断してもらっている。

なお、地元の一部の方が、梁がずれて棟がずれたと主張しているが、事実とは食い違っている。梁は今回扱っていないため、全く動いていない。周辺部分を取り壊したため、棟は、残された部分の中心ではなく、その形状が片屋根のようになったということである。従来の構造部分は扱っていない。

#### 4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が、香椎駅周辺土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）において公共施設充当用地として先行取得する土地・建物について、公共用地の取得に伴う損失補償を行う物件移転等補償契約を締結する際に、その補償額を決定するために作成したものである。その調書は、実施機関が福岡市で定められた様式に準じて作成した「建物補償金算出調書」及び「福岡市設計書」、実施機関が補償額を決定するために「移転物件調査等業務」を委託発注した事業者が作成した「工事科目集計表」、「数量計算書」及び「図面」により構成されており、別表第2の記載項目が記録されている。

##### (2) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

ア 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のア、イ及びウに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

イ 実施機関は、本件対象文書は、個人の財産（建物）を実地調査し作成したものであり、建物登記簿等からは知ることが出来ない個人に関する情報である。また、個人に関する情報であっても公開できる場合を規定しているただし書のア、イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである旨を主張している。

ウ 本件対象文書をみると、特定の個人に係る建物の補償金の算定に関する内訳表であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、全体として第1号本文に該当するものと認められる。

エ そこで、本件対象文書について、第1号ただし書のア、イ及びウの該当性を以下検討する。

(3) 第1号ただし書のア該当性について

ア 第1号ただし書のアは、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報については、非公開とする情報から除外するものとされている。

イ 「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいい、「法令等」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令並びに条例をいうとされている。

「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りるものとされている。

「公にすることが予定されている情報」とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいうとされている。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみを公にしないとする合理的な理由がない場合など、当該情報の性質上、通例として公にされるものも含むとされている。

ウ さて、不動産登記法は、何人も、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができることとされていることから、登記記録に記録された事項については、法令等の規定により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報であるということが出来る。

エ そこで本件対象文書についてみると、「建物補償金算出調書」及び「図面」に記載されている対象建物の所在地、所有者の住所・氏名、「工事科目集計表」及び「数量計算書」に記載されている所有者の氏名、「建物補償金算出調書」に記載されている登記簿謄本の有無については、不動産登記簿に記載されているものであると認められる。

したがって、第1号ただし書のアの法令等の規定により公にされている情報に該当すると認められるものであり、公開することが妥当である。

オ また、「建物補償金算出調書」の建物概要として用途（現況）、用途（建築時）、構造については、不動産登記簿の記載と異なるもの又は記載がないもので不動産登記簿からは分からない情報であるが、本件事業に係る建物であるか否かは現地において容易に認識できるから、これらの記載項目については、当該建物に係る客観的な状況を表すものとして、容易に確認することができるものである。

したがって、第1号ただし書のアの公にすることが予定されている情報に該当するものと認められるものであり、公開することが妥当である。

カ 「建物補償金算出調書」、「福岡市設計書」及び「図面」に記載されている事業名については、土地区画整理事業として事業計画等において明らかになっており、既に公になっていると認められる。また、「建物補償金算出調書」に記載されている名称、内容、数量、単位、金額、備考、計算式、諸経費算定内訳書（種別、金額、

率)のうち、金額、計算式の建物番号、建物区分番号、金額、率、諸経費算定内訳書の(金額、率)を除いた部分については、様式として定型化されていると認められる。

したがって、第1号ただし書のアの公にすることが予定されている情報に該当すると認められるものであり、公開することが妥当である。

キ 「福岡市設計書」に記載されているコード、単価名称(建物番号部分を除く)、形状寸法等、単位、単価、「工事科目集計表」に記載されているリスト、コード、名称、形状・寸法、単位、「数量計算書」に記載されているリスト、コード、部位、名称、形状・寸法、単位については、実施機関の補償の考えとしては、通常、建物を切り取れば外壁処理等をすると考えられ、通常処理するものは補償することから、当該建物の外観から補修部分は明らかであり、補修工事内容は容易に推測されるものと認められる。また、補修工事内容が推測されれば工事内容ごとに対応したコード、単価等については単価表が作成されており、誰でも請求があれば開示することとしているとともにリストは工事内容ごとに付された番号であり、工事内容と不可分のものである。

したがって、第1号ただし書のアの公にすることが予定されている情報に該当すると認められるものであり、公開することが妥当である。

ク 本件対象文書の以下の記載項目については、記載項目のみで内容の記載がないもの又は外観上明らかになっているものと認められる。

したがって、第1号ただし書のアの公にすることが予定されている情報に該当すると認められるものであり、公開することが妥当である。

(ア) 建物補償金算出調書

⑥ 建物概要(工事期間)

⑫ 確認通知書又は検査済書

⑮ 設計監理費及び現在価格計算書(A建物直接工事費、B共通仮設費率、C共通仮設費(A\*B)、D諸経費率、E諸経費率額(A+C)\*D)、F推定再建築費(A+C+E)、G㎡当り推定再建築費(F/延面積)、H現価率、I現在価格(F\*H) J㎡当り現在価格(I/延面積)

(イ) 福岡市設計書

⑩ 備考

(ウ) 工事科目集計表

⑧ 単位変換

⑪ 摘要

(エ) 数量計算書

⑥ 番号

⑨ メモ

⑫ 単位変換

(オ) 図面

- ① 整理番号，図面番号のうち図面番号
- ④ 図面番号，図面名称，縮尺
- ⑤ 図面名称，縮尺，調査年月日，請負者，資格名称・作成者のうち図面名称，縮尺，請負者，資格名称
- ⑥ 平面図，立面図，屋根伏図，外部足場図，建物寸法のうち平面図（住居部分を除く。），立面図，屋根伏図，外部足場図

ケ 上記4(3)アからク以外の記載項目については，第1号ただし書のアに該当するものとは認められないため，非公開とすることが妥当である。

(4) 第1号ただし書のイ該当性について

ア 第1号ただし書のイは，人の生命，身体，健康，生活若しくは財産又は環境を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報については，非公開とする情報から除外するものとされている。

イ これは，個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが，公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも，人の生命，身体，健康，生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには，当該個人情報に公にする必要性・正当性が認められることから，当該情報を公開しなければならないこととするものである。現実には人の生命，身体等に被害が発生している場合に限らず，将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含むものとされている。

ウ 異議申立人は，残った小さな家屋は中心から大幅にずれた梁が残ったため異常に上部が重たい不安定なものになってしまった点や，事務所の説明で当事業関係者の不安は募るばかりであることから，第1号ただし書のイに該当する情報と主張している。

エ 一方，実施機関は，本件の物件では，大きく丈夫な部材が使用されており，壁は昔ながらの土塗り壁で，これが4面のうち3面にコの字型に残るので，風や地震に対する力は十分であると判断される旨を主張している。

オ 当審査会が，実施機関から聴取したところによると，補償の対象となった建物は，現在も店舗として使用されており，補修工事が行われた日も賃借人は通常どおりの営業を続けていたことが確認できた。また，実施機関と建物所有者それぞれが，補修工事に伴う建物の危険性はないことを一級建築士に確認し，賃借人にも説明していることも確認されている。

したがって，異議申立人の主張する危険性については，第1号ただし書のイに該当するとまでは認められない。

(5) 第1号ただし書のウ該当性について



ア 第1号ただし書のウは、当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職又は氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）については、非公開とする情報から除外するものとされている。

イ これは、行政の説明責任と公務員等のプライバシー保護との調和を図る観点から、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。

ウ 本件対象文書に記載された個人情報は、対象となる個人が公務員等には当たらないため、第1号ただし書のウに該当する情報とは認められない。

#### (6) 条例第7条第5号（行政運営情報）該当性について

ア 条例第7条第5号（以下「第5号」という。）は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定し、その例示として、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれがある情報等を挙げている。

イ 実施機関は、非公開とした部分は補償交渉のための調査が困難になる等を理由として第5号にも該当する旨主張しているが、上記4(2)から(5)のとおり第1号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない部分については、非公開とすることが妥当であると認められることから、第5号該当性については、当審査会において重ねて判断しないものである。また、第1号ただし書のアに該当する部分については、公にされ、又は公にすることが予定されているものと認められることから、これを公開するとしても補償交渉等の事務事業に支障を及ぼすとは考えられず、第5号に該当するとは認められない。

#### (7) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件対象文書の非公開に関するもののほか、土地区画整理事業を実施するに当たっての地元住民に対する実施機関の対応等について、種々の主張をしているが、これらの主張は、本件決定の妥当性に関するものではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年9月2日	実施機関からの諮問
平成17年10月31日	実施機関が弁明意見書を提出
平成17年11月18日	異議申立人が反論意見書を提出
平成17年12月6日(第1部会)	実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成18年1月12日(第1部会)	審議
平成18年2月9日(第1部会)	審議
平成18年3月8日(第1部会)	審議
平成18年4月13日(第1部会)	審議
平成18年6月8日(第1部会)	審議

## 6 答申に関与した委員

吉野正, 臼杵昭子, 多田利隆, 福山道義

別表第1

対象文書名	公開項目
(ア) 建物補償金算出調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 事業名</li> <li>③ 所在地</li> <li>⑤ 建物所有者（氏名又は名称，住所）</li> <li>⑥ 建物概要（用途（現況），用途（建築時），建築年月日，経過年数，耐用年数，工事期間）のうち用途（現況），用途（建築時），工事期間</li> <li>⑧ 構造</li> <li>⑪ 登記簿謄本の有無</li> <li>⑫ 確認通知書又は検査済書</li> <li>⑬ 名称，内容，数量，単位，金額，備考，計算式のうち建物番号，建物区分番号，金額，率を除いた部分</li> <li>⑭ 諸経費算定内訳書（種別，金額，率）のうち種別</li> <li>⑮ 設計監理費及び現在価格計算書（A建物直接工事費，B共通仮設費率，C共通仮設費（A*B），D諸経费率，E諸経费率額（A+C）*D），F推定再建築費（A+C+E），G㎡当り推定再建築費（F/延面積），H現価率，I現在価格（F*H）J㎡当り現在価格（I/延面積）</li> </ul>
(イ) 福岡市設計書	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 枠外の事業名</li> <li>③ コード</li> <li>④ 単価名称（建物番号部分を除く。）</li> <li>⑤ 形状寸法等</li> <li>⑦ 単位</li> <li>⑧ 単価</li> <li>⑩ 備考</li> </ul>
(ウ) 工事科目集計表	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 枠外の所有者</li> <li>③ リスト</li> <li>④ コード</li> <li>⑤ 名称</li> <li>⑥ 形状・寸法</li> <li>⑧ 単位変換</li> <li>⑩ 単位</li> <li>⑪ 摘要</li> </ul>
(エ) 数量計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 所有者</li> <li>③ リスト</li> <li>④ コード</li> <li>⑤ 部位</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 番号</li> <li>⑦ 名称</li> <li>⑧ 形状・寸法</li> <li>⑨ メモ</li> <li>⑫ 単位変換</li> <li>⑭ 単位</li> </ul>
(オ) 図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 整理番号, 図面番号のうち図面番号</li> <li>② 所在地, 所有者住所, 所有者</li> <li>③ 事業名</li> <li>④ 図面番号, 図面名称, 縮尺</li> <li>⑤ 図面名称, 縮尺, 調査年月日, 請負者, 資格名称 ・作成者のうち調査年月日, 作成者を除いた部分</li> <li>⑥ 平面図, 立面図, 屋根伏図, 外部足場図, 建物寸法のうち平面図の住居部分, 建物寸法を除いた部分</li> </ul>

別表第2

対象文書名	記 載 項 目
(ア) 建物補償金算出調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 文書名欄の建物番号, 建物区分番号</li> <li>② 事業名</li> <li>③ 所在地</li> <li>④ 整理番号</li> <li>⑤ 建物所有者 (氏名又は名称, 住所)</li> <li>⑥ 建物概要 (用途 (現況), 用途 (建築時), 建築年月日, 経過年数, 耐用年数, 工事期間)</li> <li>⑦ 建物面積 (延床面積, 建築面積)</li> <li>⑧ 構造</li> <li>⑨ 各階床面積</li> <li>⑩ 建物の程度</li> <li>⑪ 登記簿謄本の有無</li> <li>⑫ 確認通知書又は検査済書</li> <li>⑬ 名称, 内容, 数量, 単位, 金額, 備考, 計算式</li> <li>⑭ 諸経費算定内訳書 (種別, 金額・率)</li> <li>⑮ 設計監理費及び現在価格計算書 (A建物直接工事費, B共通仮設費率, C共通仮設費 (A * B), D諸経費率, E諸経費率額 (A + C) * D), F推定再建築費 (A + C + E), G m<sup>2</sup>当り推定再建築費 (F / 延面積), H現価率, I現在価格 (F * H) J m<sup>2</sup>当り現在価格 (I / 延面積))</li> </ul>
(イ) 福岡市設計書	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 枠外の事業名</li> <li>② 枠外の整理番号</li> <li>③ コード</li> <li>④ 単価名称 (建物番号の記載部分含む。)</li> <li>⑤ 形状寸法等</li> <li>⑥ 数量</li> <li>⑦ 単位</li> <li>⑧ 単価</li> <li>⑨ 金額</li> <li>⑩ 備考</li> </ul>
(ウ) 工事科目集計表	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 枠外の所有者</li> <li>② 枠外の建物番号</li> <li>③ リスト</li> <li>④ コード</li> <li>⑤ 名称</li> <li>⑥ 形状・寸法</li> <li>⑦ 数量</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 単位変換</li> <li>⑨ 内訳計上数量</li> <li>⑩ 単位</li> <li>⑪ 摘要</li> </ul>
(エ) 数量計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 所有者</li> <li>② 建物番号</li> <li>③ リスト</li> <li>④ コード</li> <li>⑤ 部位</li> <li>⑥ 番号</li> <li>⑦ 名称</li> <li>⑧ 形状・寸法</li> <li>⑨ メモ</li> <li>⑩ 計算式</li> <li>⑪ 累計</li> <li>⑫ 単位変換</li> <li>⑬ 計</li> <li>⑭ 単位</li> </ul>
(オ) 図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 整理番号, 図面番号</li> <li>② 所在地, 所有者住所, 所有者</li> <li>③ 事業名</li> <li>④ 図面番号, 図面名称, 縮尺</li> <li>⑤ 図面名称, 縮尺, 調査年月日, 請負者, 資格名称・作成者</li> <li>⑥ 平面図, 立面図, 屋根伏図, 外部足場図, 建物寸法</li> <li>⑦ 建物面積, 1階床面積, 延床面積</li> <li>⑧ 使用材料等</li> </ul>